

退職手続き(退職手当金等請求)に関する事務マニュアル

I. 退職手続き(退職手当金請求)について

(1) 提出(届出)書類と手続き	1
(2) 退職届(共済様式第8号)の記載について	1
(3) 退職手当金請求書(共済様式第12号)の記載について	2
※退職届・退職手当請求書記入例	
(4) 源泉徴収票(振興会制度分)について	9
(5) 福祉医療機構・新システム導入に伴う事務処理について	10
(6) 退職一時金の算出方法について	11
(7) 第二種退職手当金の算出方法について	14

I. 退職手続き(退職手当金請求)について

(1)提出(届出)書類と手続き【届出様式:『退職届』(共済様式第 8 号)・『退職手当請求書』(共済様式第 12 号)】

被共済職員が退職した場合(1 年未満も含む)は、退職届(共済様式第 8 号)及び退職手当請求書(共済様式第 12 号)を提出してください。《様式は本会ホームページからダウンロードをしてご使用下さい》

1 年未満の退職の場合であっても本人掛金分は返還いたしますので、提出書類は 1 年以上の退職の場合と同様です。

第二種退職共済制度へ加入している場合は、二種退職共済制度の加入状況等該当欄もご記入ください。

《重要事項》

☞共済契約者(法人)において「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」を請求者(退職者)から提出を受け保管(7年間)願います。振興会への提出は不要です。【振興会退職手当金分】

◎様式は本会ホームページにも掲載しております。

☞本会から送付された源泉徴収票のうち受給者交付分を請求者(退職者)あて送付願います。

◎詳細は 5 ページを参照願います。

☞受給者交付分の源泉徴収票には個人番号の記載は必要ありません。

(2)退職届(共済様式第 8 号)の記載について 〈記入例:3～6 ページ〉

①月途中の退職の場合であっても、退職日の属する月の掛金は納入することになります。1 日付けの退職の場合であっても同様です。

②継続異動の職員が退職する場合は、加入日を記載する際ご注意願います。異動前の共済契約者(法人)において加入した年月日が、本会への加入年月日となりますので、ご確認のうえご記入ください。

③第二種共済制度に加入をしている場合

☞「加入年月日」

第二種共済制度へ加入をした年月日を記入。掛金納入開始年度(基準日4月1日)月日ではなく加入年月日をご記入下さい。

☞「掛金納入開始年度」

年度途中で加入の場合は、翌年度 4 月 1 日が初回掛金納入開始年度となります。

☞「適用外施設での勤務期間」

第二種共済制度に加入をしていない施設(適用外施設)に勤務した期間。

☞退職理由が「4. 継続異動に伴う第二種共済制度退職」に該当する場合

異動後の共済契約者(法人)が第二種共済制度に契約(加入)をしていない場合には、第二種共済制度のみ退職扱いとなります。《異動前の共済契約者において、第二種共済制度の退職手当金について請求願います。》

④退職理由「2 普通退職以外」及び「3 死亡退職」に伴う添付書類について

	退職理由	添付書類
2 普 通 退 職 以 外	業務上傷病	業務に起因することを証明する書類(労働者災害補償保険法に基づく補償に該当することを証明する書類)
	施設の休廃止	該当施設の「施設(事業の)の変更・訂正届」【休廃止を証明する書類】
	解雇・懲戒解雇	ア. 理事会議事録の写(法人としての組織決定がなされたもの) イ. 犯罪等の概要を記載した文書(既定様式はありませんが理事長名で作成願います。) ウ. 新聞記事の写 エ. その他関係書類 オ. 就業規則・給与規程等の写
3 死 亡 退 職	①遺族請求とは・・・ 死亡により退職した場合 ②相続人請求とは・・・ 退職後、退職手当金を 受け取る前に死亡した場 合	ア. 死亡診断書(写) イ. 受給権者(請求者)と身分関係を明らかにすることができる書類 (戸籍謄本・除籍謄本・等)写 ウ. 生計維持に関する調査書 ※戸籍上の配偶者以外が受給権者(請求者)の場合 エ. 委任状 ※受給権者(請求者)に同一順位の方が2人以上いる場合

注1) 生計維持に関する調査書及び委任状が必要と思われる場合は、本会事務局までご連絡をお願いいたします。

(3)退職手当請求書(共済様式第12号)の記載について 〈記入例:7 ページ〉

- ① 請求者と振込先金融機関の名義は同一です。【結婚等により氏名が変更となった場合は、口座名義も結婚後の氏名と同一の口座をご記入下さい。旧姓の口座には送金出来ません。】
- ② 住所は退職一時金等の送金通知文書を送付する先の住所です。
- ③ 退職手当請求書は、必ず被共済職員ご本人が自書願います。
- ④ 振込先金融機関については、全銀連に加盟している金融機関をご記入ください。



重要 R6 年 4 月 1 日よりゆうちょ銀行への振り込みが可能となりました。〈8 ページ参照〉

注1) ゆうちょ銀行への振込を希望される場合には、必ず通帳に記載されている支店名、支店番号、口座番号を確認のうえご記入願います。

注2) 振込先金融機関をご記入の際は、金融機関名と金融機関コードが一致しているか、支店名と支店コードが一致しているか、通帳等により必ずご確認をしてご記入いただくようご指導願います。

- ⑤ 退職一時金及び返還金の送金が完了するまで、口座等の解約、名義変更等はしないようにご指導願います。

【結婚等により氏名が変更される場合】

退職後に結婚等により氏名が変更されることが明らかであっても、旧姓により退職一時金の請求している場合は、退職一時金等の送金が完了するまで、金融機関の口座名義を変更しないようお伝え願います。

退職直前に結婚等により氏名が変更された場合や氏名変更の届出書が未提出だった場合には、「退職届」の「氏名変更【旧姓】」欄で変更の届出をおこなっていただき、変更後の氏名で請求を行ってください。

＊記入例と留意事項《通常（１年以上加入）の場合》

（共済様式第８号）

退 職 届

記入日：令和 7 年 3 月 20 日

記入日を記載ください。

受 付 印

入 力 印

一般社団法人宮城県民間社会福祉振興会理事長 様

被共済職員が退職したのでお届けします。

共済契約者 番 号	2 0 0	共済契約者 名称及び代表者名	社会福祉法人振興福祉会 理事長 仙台 太郎		公 印	
共済契約者 住 所	〒980-0014 仙台市青葉区本町 2-9-8		TEL:022-227-5535		印	
掛金請求明細書等により確認し誤りが無いようご記入ください。				氏名変更の届出をしていなかった場合は下記にご記入いただき氏名変更の処理を行って下さい。		
被共済職員番号		被共済職員氏名(退職者)		性 別		
2 0 0 0 1 1 1		フリガナ フクシ ナツコ		1. 男 ① 昭 ② 女 2. 平		
		漢 字 福 祉 夏 子		年 月 日 5 6 0 5 0 5		
				氏名変更【旧姓】 山 田 夏 子		
施設番号	施 設 名		退 職 理 由(該当する理由を○で囲んで下さい)			
0 0 1	宮城野苑		① 普通退職(自己都合・雇用期間満了・勤務形態変更等) 2. 定年退職 3. 普通退職以外(業務上傷病・施設の休廃止・解雇・懲戒免職等) 4. 死亡退職 5. 継続異動による第二種制度退職 6. その他()			
加入年月日		退職年月日		掛金納入期間(加入期間)		
昭和 平成 令和 2 5 0 5 0 1		令和 0 7 0 3 3 1		平 ① 7 年 3 月分まで納入 (11 年 11 ヶ月)		
第二種制度・加入年月日		第二種制度・掛金納入開始年度		福祉医療機構加入の有無等		
平・令 2 5 0 5 0 1		① 平・令 26 年度(基準日 4 月 1 日)		1. 有 ② 無 3. 継続異動 4. 合算申出		
据置開始年月日		据置期間		退職日が月の途中場合でも、退職月 まで掛金の納付を行います。		
年 月 日		年 ヶ月				
《継続異動の職員の場合》 加入年月日は前共済契約者（法人）において本会制度へ加入した年月日を記入することになります。（第二種制度も同様）		年度途中で第二制度へ加入した場合は、 掛金納入開始年度は、次年度（4月1日）となりますのでご注意願います。		継続異動年月日(退職日の翌日) 令和 年 月 日		
				継続異動届提出状況 提出済・未提出		

共済担当者氏名	太白 二郎	連絡先電話番号	0 2 2 — 2 2 7 — 5 5 3 5
---------	-------	---------	-------------------------

- （注意事項）①退職理由が「3. 普通退職以外」と「4. 死亡退職」の場合は、添付書類が必要となります。
②退職手当請求書（共済様式第12号）を添付のうえご提出願います。
③共済担当者名、連絡先電話番号は必ずご記入下さい。

*記入例と留意事項《据置者の場合》

(共済様式第8号)

退職届

記入日：令和 7 年 3 月 23 日

一般社団法人宮城県民間社会福祉振興会理事長 様

被共済職員が退職したのでお届けします。

共済契約者 番 号	2 0 0	共済契約者 名称及び代表者名	社会福祉法人振興福祉会 理事長 仙台 太郎	公 印
共済契約者 住 所	〒980-0014 仙台市青葉区本町 2-9-8 TEL:022-227-5535			印

被共済職員番号		被共済職員氏名(退職者)		性別	生年月日	
2 0 0 0 1 0 0		カタカナ タヨウ ハナ		1. 男 ② 女	① 昭 2. 平 3 0 0 9 1 5	
		漢字 太陽 花子		氏名変更【旧姓】		
施設番号	施 設 名		退 職 理 由(該当する理由を○で囲んで下さい)			
0 0 1	宮城野苑		① 普通退職(自己都合・雇用期間満了・勤務形態変更等) 2. 定年退職 3. 普通退職以外(業務上傷病・施設の休廃止・解雇・懲戒免職等) 4. 死亡退職 5. 継続異動による第二種制度退職 6. その他()			
加入年月日		退職年月日		掛金納入期間(加入期間)		
昭和 平成 令和 2 1 0 4 0 1		令和 0 7 0 3 3 1		① 平 令 28 年 3 月分まで納入 (7 年 ヶ月)		
第二種加入年月日		第二種掛金納入開始年度		福祉医療機構加入の有無等		
① 平 令 2 1 0 4 0 1		① 平 令 21 年度(基準日4月1日)		1. 有 ② 無 3. 継続異動 4. 合算申出		
据置開始年月日		据置期間		据置開始前年度3月末(満60歳 になった年度末3月)までの掛金 納入期間をご記入ください。		
平・令 2 8 0 4 0 1		9 年 ヶ月				

○退職理由「5. 継続異動による第二種制度退職」の場合は下記にご記入下さい。

第二種加入年月日		第二種退職年月日		継続異動年月日(退職日の翌日)	
平・令		据置開始年月日を記入し、据置開始月日から退職日の属する月までの期間をご記入ください。		令和	
継続異動後の法人名(契約者名)		継続異動届提出状況		提出済・未提出	

共済担当者氏名	太白 二郎	連絡先電話番号	0 2 2 — 2 2 7 — 5 5 3 5
---------	-------	---------	-------------------------

- (注意事項) ①退職理由が「3. 普通退職以外」と「4. 死亡退職」の場合は、添付書類が必要となります。
②退職手当請求書(共済様式第12号)を添付のうえご提出願います。
③共済担当者名、連絡先電話番号は必ずご記入下さい。

* 記入例と留意事項《継続異動に伴う第二種制度のみ退職扱いとなる場合》

※異動後の共済契約者が第二種制度に加入して無い場合、第二種制度のみ異動前の共済契約者においてご提出下さい。

(共済様式第8号)

退職届

記入日：令和 7 年 3 月 25 日

一般社団法人宮城県民間社会福祉振興会理事長 様

受付印	入力印

被共済職員が退職したのでお届けします。

共済契約者番号	200	共済契約者名称及び代表者名	社会福祉法人振興福祉会 理事長 仙台 太郎	公印
共済契約者住所	〒980-0014 仙台市青葉区本町 2-9-8 TEL:022-227-5535			印

被共済職員番号		被共済職員氏名(退職者)		性別	生年月日	
2000111		フリガナ 太 白 あけみ		1. 男 ② 女	昭和 2. 平	年 月 日 4 0 1 1 2 5
漢字		太白 あけみ		氏名変更【旧姓】		
施設番号	施設名		退職理由(該当する理由を○で囲んで下さい)			
001	宮城野苑		1. 普通退職(自己都合・雇用期間満了・勤務形態変更等) 2. 定年退職 3. 普通退職以外(業務上傷病・施設の休廃止・解雇・懲戒免職等) 4. 死亡退職 ⑤ 継続異動による第二種制度退職 6. その他()			
加入年月日		退職年月日		掛金納入期間(加入期間)		
昭和 平成 令和		年 月 日		年 月分まで納入 (年 ヶ月)		
第二種制度・加入年月日		据置開始年月日		療養機構加入の有無等		
平・令		年 月 日		3. 継続異動 4. 合算申出		
据置期間		備 考				
平・令		年 月 日		年 ヶ月		

✓ 継続異動後の共済契約者が、第二種制度へ加入していない場合には、第二種制度のみ退職扱いとなります。
✓ 一日の空白も無く異動しなくてはなりません。
✓ 継続異動届を異動後の法人に提出しているかご記入ください。
✓ 下記枠内のみ記入して下さい。

○退職理由「5. 継続異動による第二種制度退職」の場合は下記にご記入下さい。

第二種加入年月日		第二種退職年月日		継続異動年月日(退職日の翌日)	
令和 2 2 0 4 0 1		令和 0 7 0 3 3 1		令和 0 7 0 4 0 1	
継続異動後の法人名(契約者名)		継続異動届提出状況		提出済・未提出	
あおぞら福祉会				提出済	

共済担当者氏名	太白 二郎	連絡先電話番号	022 - 227 - 5535
---------	-------	---------	------------------

(注意事項)①退職理由が「3. 普通退職以外」と「4. 死亡退職」の場合は、添付書類が必要となります。
②退職手当請求書(共済様式第12号)を添付のうえご提出願います。
③共済担当者名、連絡先電話番号は必ずご記入下さい。

***記入例と留意事項《1年未満の加入期間で退職の場合》**

(共済様式第8号)

退 職 届

記入日:令和 5 年 3 月 21 日

一般社団法人宮城県民間社会福祉振興会理事長 様

受 付 印	入 力 印

被共済職員が退職したのでお届けします。

共済契約者 番 号	2 0 0	共済契約者 名称及び代表者名	社会福祉法人振興福祉会 理事長 仙台 太郎	公 印
共済契約者 住 所	〒980-0014 仙台市青葉区本町 2-9-8 TEL:022-227-5535			印

被共済職員番号		被共済職員氏名(退職者)		性別	生年月日	
2 0 0 0 2 0 0		フリガナ 秋田 シロ 漢字 秋 田 四 朗		① 男 2. 女	① 昭 2. 平	4 年 6 月 0 日 8 日 0 日 3 日
施設番号		施 設 名		退 職 理 由(該当する理由を○で囲んで下さい)		
0 0 1		宮城野苑		① 普通退職(自己都合・雇用期間満了・勤務形態変更等) 2. 定年退職 3. 普通退職以外(業務上傷病・施設の休廃止・解雇・懲戒免職等) 4. 死亡退職 5. 継続異動による第二種制度退職 6. その他()		
加入年月日		退職年月日		掛金納入期間(加入期間)		
昭和 平成 令和 0 年 4 月 1 日 1 日 0 日 1 日		令和 0 年 5 月 3 日 2 日 4 日		令和 5 年 3 月分まで納入 (年 5 ヶ月)		
第二種制度・加入年月日		第二種制度・掛金納入開始年度		福祉医療機構加入の有無等		
平成 令和 0 年 4 月 1 日 1 日 0 日 1 日		平成 令和 5 年度(基準日4月1日)		1. 有 ② 無 3. 継続異動 4. 合算申出		
据直開始年月日		据直期間		加入日(月)から退職日の属する月 までの期間、掛金を納入こととなっ ています。		
平成 年 月 日		1年未満の退職ですので、第二種退職手当金の 支給はありませんが必ずご記入ください。		ヶ月		

○退職理由「5. 継続異動による第二種制度退職」の場合は下記にご記入下さい。

第二種加入年月日		第二種退職年月日		継続異動年月日(退職日の翌日)	
平成 年 月 日		令和 年 月 日		令和 年 月 日	
継続異動後の法人名(契約者名)		継続異動届提出状況		提出済 ・ 未提出	

共済担当者氏名	太白 二郎	連絡先電話番号	0 2 2 — 2 2 7 — 5 5 3 5
---------	-------	---------	-------------------------

- (注意事項) ①退職理由が「3. 普通退職以外」と「4. 死亡退職」の場合は、添付書類が必要となります。
 ②退職手当請求書(共済様式第12号)を添付のうえご提出願います。
 ③共済担当者名、連絡先電話番号は必ずご記入下さい。

*記入例と留意点

※退職手当請求書は、送金の手続きの際**原本を金融機関に提出する**重要な書類ですので記入の際はご留意願います。

(共済様式第12号)

記入日:令和7年3月28日

退職手当請求書

下記のとおり、退職手当金を請求します。(請求者が自書願います。)

【請求者(退職者)記入欄】

《重要》

R6年4月1日よりゆうちょ銀行への振込が可能となります！

記入の際は、通帳に記載の店名、店番、口座番号(7桁)を必ず確認のうえご記入ください。(別紙参照)

請求者	請求者区分(続柄)		フリガナ	フクシ	ナツコ	印鑑
	1. 本人 2. 相続人() 3. 遺族()		氏名	福祉 夏子		(福祉)
	郵便番号		住所(通知文書送付先)			
	9 8 0 - 0 0 1 4		仙台市青葉区本町 2-9-8 日宝本町ビル 201			
	生年月日		大(昭)平 56 年 5 月 5 日	電話番号	090 - 1234 - 5678	

【振込先金融機関】。

注1) 請求者名義以外の預金口座には送金できません。

金融機関(銀行)名				支店名			
ゆうちょ 銀行・労働金庫 信用金庫・農業協同組合 信用組合・()				本店・本店営業部 一九八 支店 支所・出張所			
金融機関コード		支店コード		預金種類	口座番号(7ケタ)		
9 9 0 0		1 9 8		普通	0 2 3 4 5 6 7		
請求者口座名義【姓と名の間は1マスあけて、左詰めカタカナで記入してください。濁点(・)も1マスを使用してください。】							
フ ク シ ナ ツ コ				金融機関名と金融機関コード、支店名と支店コードに相違がないようご記入下さい。			

【共済契約者記入欄】

口座番号は必ず7桁でご記入ください。

被共済 職員番号	2 0 0 0 1 1 1	被共済職員氏名 (退職者氏名)	福祉 夏子	
共済契約者 番号	2 0 0	共済契約者名称 及び代表者名	社会福祉法人振興福祉会 理事長 仙台 太郎	印

【個人情報の取扱いに関する注意事項】

請求者に係わる個人情報は、退職手当共済業務及びこれに附随する業務の範囲内で利用されます。

ゆうちょ銀行への振込について

R6 年 4 月 1 日以降、退職手当金、返還金の振込先金融機関としてゆうちょ銀行も可能となりました。

つきましては、ゆうちょ銀行へのお振込を希望される場合は、ゆうちょ銀行通帳に記載の店名、店番、口座番号(7桁)をご記入願います。

下記通帳の記載例を参照のうえお間違いのないようにご記入願います。

ゆうちょ銀行(金融機関コード:9900)

振込用の店名・預金種目・口座番号の通帳への記載例

ゆうちょ銀行の記号・番号
ご入金・ご出金・ゆうちょ銀行口座間の振替は、これまでどおりこの記号・番号をご使用ください。

記 号	番 号
11960	1234561

おなまえ **ユウセイ タロウ 様**

株式会社 ゆうちょ銀行
(金融機関コード:9900)

通帳作成地 東京都千代田区霞が関1-3-2
株式会社ゆうちょ銀行

印紙税申告納付につき建付
税務署承認済

通帳とお届け印とは、別々に保管してください。

通帳・カードを「盗難」または「紛失」された場合は、すぐにカード紛失センターまたはお近くのゆうちょ銀行・郵便局へご連絡ください。
盗難・紛失された通帳・カードでのお取引を停止します。

カード紛失センター 0120-794889

振替口座開設(送金機能) 通常貯金ご利用の上限額 13,000,000円

キャッシュサービス 代理人カード デビットサービス

定額定期自動貸付け 国債等自動貸付け

振込用の店名・預金種目・口座番号
他の金融機関から振込を受ける際は、こちらの店名・預金種目・口座番号をお振込人さまにお知らせください。(窓口に通帳をお持ちいただいた際に、この部分を記載いたします。)

この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください
【店名】一九八(読み イチキユウハチ)
【店番】198【預金種目】普通預金【口座番号】0123456

○ 振替口座および当座貯金を除く貯金の預入限度額は1,000万円です。預入限度額を超えることがないよう、定期貯金等で利用する金額を差し引いた「通帳貯金ご利用上限額」の設定をお願いします。なお、定期貯金等を払戻しされた場合であっても、通帳貯金ご利用上限額は継続して適用されます。振替口座の振込は、振替口座の口座番号に「01」を付してご入力ください。

○ 通帳を2冊以上お持ちの方には、お持ちの通帳に「引継ぎ」の欄を記入してご使用いただけます。必ずお忘れなくご記入ください。

○ この通帳は表紙を含め16枚です。

確認!

(4)源泉徴収票(振興会制度分)について

本会退職手当金が確定し後、本会より退職手当裁定通知書と事業主に代わって作成した源泉徴収票を各契約者（法人）様あて送付いたします。

送付された源泉徴収票は、下記に記載のとおりお取扱いいただきますようお願いいたします。

なお、源泉徴収票に記載された額は、退職手当金支給総額から本人負担分の掛金累計額を差し引いた額を退職所得収入金額として記載しておりますのでご承知おき願います。

●送金日に関しましては提出いただいた書類に不備が無い場合ですので、不備等があった場合にはその限りではありません。

● 源泉徴収票の送付枚数は4枚となります。【4枚の内訳は下記のとおり。】

[illegible]

【1】振興会退職共済制度のみ加入(支給)の職員の場合(下記参照)

(1)振興会退職共済制度のみ加入している職員の場合

- ①振興会の現行制度と第二種制度に加入をしている場合
- ②振興会の現行制度のみ加入している場合

(2)振興会の退職手当のみ支給される職員の場合

- ①福祉医療機構の退職共済制度は継続異動又は合算申出等により今回請求が無い職員
- ② " が1年未満の加入期間で退職手当金の支給が無い場合

重要①:振興会分の「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」の作成を行ってください。

源泉徴収票に基づき、最終支払者となる事業主において税務に関する書類の作成を行ってください。

退職者(請求者)から「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」の提出を受け源泉徴収票と併せて法人において保管(7年間)願います。**[税務署・振興会への提出は必要ありません]**

注)「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」の提出が無い場合には、雑所得として20%の課税対象となりますので必ず提出を受け保管願います。

【2】振興会と福祉医療機構の2つの制度に加入をしている職員の場合

重要①:福祉医療機構の退職届等に源泉徴収票を添付し福祉医療機構共済部に直送願います。

●4枚目の届出書類(源泉徴収票)としてホッチキス止めをしてご提出下さい。

重要②:振興会分の「退職所得に関する申告書・退職所得申告書」の作成を行ってください。

福祉医療機構では、振興会分の退職手当金と併せて「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」を税務署に届出しておりますが、振興会から送金される退職手当金については最終支払者が共済契約者となりますので、振興会分の「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」を退職者(請求者)からご提出いただき、源泉徴収票と併せて法人において保管いただくようお願いいたします。

[税務署・振興会への提出は必要ありません]

(5)福祉医療機構・新システム導入に伴う事務処理について

新システム導入に伴い、本会退職手当共済制度と福祉医療機構退職共済制度の2つの制度に加入をされている場合、退職手当金の請求順については、これまでと同様下記の順番で手続きを行っていただくことをお勧めいたします。

【順番①】振興会の退職手当金請求を行う。



【順番②】振興会の退職手当算定通知書及び源泉徴収票が届く。



【順番③】福祉医療機構の退職手続きを行う。

★ご注意★

福祉医療機構の退職手続きを先に行った場合には、退職者ご本人による確定申告が必要となりますことを申し添えます。

(6)退職一時金の計算方法につて

①通常の退職者の場合

退職月から過去 12 ヶ月の本俸月額を計算基礎額とし、加入期間に応じた退職手当算定乗率を乗じて得た額が、退職一時金の額になります。

12 ヶ月の本俸月額(掛金基礎額)とは、年度当初 4 月 1 日現在の現況報告書によりご報告をいただいた本俸月額(掛金基礎額)です。

- 年度途中で昇給等があった場合でも、昇給後の本俸月額ではなく、年度当初4月1日現在の本俸月額が掛金基礎額となりますのでご注意ください。
- 第二種退職共済制度へ加入している被共済職員の場合には、第二種退職共済制度における退職手当金と合算して支給することとなります。

【算出方法】

$$\begin{array}{c} \text{計算基礎額(退職月から過去 12 ヶ月の平均本俸月額)} \times \text{退職手当算定乗率} = \text{退職手当金額} \\ \uparrow \qquad \qquad \qquad \uparrow \\ \boxed{\text{退職日の属する月から遡って 12 ヶ月の}} \quad \boxed{\text{本会制度への加入月から}} \\ \boxed{\text{平均本俸月額(小数点以下切捨)}} \quad \boxed{\text{退職月までの期間}} \end{array}$$

小数点以下切捨



②据置になっている退職者の場合

満 60 歳以上の被共済職員(満年齢据置の者)が退職した場合は、その職員が満 60 歳に達した当該年度の本俸月額(掛金基礎額)の平均を計算基礎額とし(掛金納入を行った最後の年度)、満 60 歳に達した当該年度末までの加入期間に応じた退職手当算定乗率を乗じて得た額と、据置期間(満 60 歳の当該年度以降掛金据置期間)に応じた据置算定乗率を乗じて得た額が退職一時金となります。

なお、第二種退職共済制度へ加入している被共済職員の場合には、第二種退職共済制度における退職手当金と合算して支給することとなります。

【算出方法】

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{満 60 歳になった年度(掛金を納入}} \quad \boxed{\text{本会制度への加入月から満 60 歳}} \\ \boxed{\text{した最後の年度)の本俸月額}} \quad \boxed{\text{になった年度末(3 月末)までの期間}} \\ \downarrow \qquad \qquad \qquad \downarrow \\ \text{計算基礎額(満 60 歳の該当年度 12 ヶ月の平均本俸月額)} \times \text{退職手当算定乗率} \\ \times \text{据置算定乗率} = \text{退職手当金額} \\ \qquad \qquad \qquad \uparrow \qquad \qquad \qquad \uparrow \\ \boxed{\text{満 60 歳になった年度以降}} \quad \boxed{\text{小数点以下切捨}} \\ \boxed{\text{退職月までの期間(据置期間)}} \end{array}$$

③1 年未満での退職者の場合

掛金納入期間(加入月数)に応じて、被共済職員掛金負担分のみ返還いたします。

- 第二種退職共済制度における退職手当金の支給はありません。

退職手当算定乗率表／別表－1

被共済 職員期間	月	0月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
	年												
0		0.000	0.022	0.045	0.067	0.090	0.112	0.135	0.157	0.180	0.202	0.225	0.247
1		0.270	0.292	0.315	0.338	0.360	0.383	0.406	0.428	0.451	0.474	0.496	0.519
2		0.542	0.564	0.587	0.610	0.633	0.656	0.679	0.701	0.724	0.747	0.770	0.793
3		0.816	0.839	0.862	0.885	0.908	0.931	0.954	0.977	1.000	1.023	1.046	1.069
4		1.093	1.116	1.139	1.163	1.186	1.210	1.233	1.256	1.280	1.303	1.327	1.350
5		1.374	1.397	1.421	1.445	1.469	1.493	1.517	1.540	1.564	1.588	1.612	1.636
6		1.660	1.684	1.708	1.733	1.757	1.781	1.806	1.830	1.854	1.879	1.903	1.927
7		1.952	1.976	2.001	2.026	2.051	2.076	2.101	2.125	2.150	2.175	2.200	2.225
8		2.250	2.275	2.300	2.326	2.351	2.376	2.402	2.427	2.452	2.478	2.503	2.528
9		2.554	2.580	2.606	2.632	2.658	2.684	2.710	2.736	2.762	2.788	2.814	2.840
10		2.866	2.892	2.919	2.946	2.972	2.999	3.026	3.052	3.079	3.106	3.132	3.159
11		3.186	3.213	3.240	3.268	3.295	3.322	3.350	3.377	3.404	3.432	3.459	3.486
12		3.514	3.542	3.570	3.599	3.627	3.655	3.684	3.712	3.740	3.769	3.797	3.825
13		3.854	3.883	3.912	3.941	3.970	3.999	4.028	4.057	4.086	4.115	4.144	4.173
14		4.202	4.231	4.261	4.291	4.321	4.351	4.381	4.410	4.440	4.470	4.500	4.530
15		4.560	4.590	4.621	4.652	4.683	4.713	4.744	4.775	4.806	4.836	4.867	4.898
16		4.929	4.960	4.992	5.024	5.056	5.087	5.119	5.151	5.183	5.214	5.246	5.278
17		5.310	5.342	5.375	5.408	5.441	5.473	5.506	5.539	5.572	5.604	5.637	5.670
18		5.703	5.737	5.771	5.805	5.839	5.873	5.907	5.941	5.975	6.009	6.043	6.077
19		6.111	6.146	6.181	6.216	6.251	6.286	6.321	6.356	6.391	6.426	6.461	6.496
20		6.531	6.567	6.603	6.639	6.675	6.711	6.748	6.784	6.820	6.856	6.892	6.928
21		6.965	7.002	7.039	7.077	7.114	7.151	7.189	7.226	7.263	7.301	7.338	7.375
22		7.413	7.451	7.490	7.529	7.567	7.606	7.645	7.683	7.722	7.761	7.799	7.838
23		7.877	7.917	7.958	7.999	8.039	8.080	8.121	8.161	8.202	8.243	8.283	8.324
24		8.365	8.406	8.447	8.488	8.529	8.570	8.612	8.653	8.694	8.735	8.776	8.817
25		8.859	8.901	8.944	8.987	9.030	9.073	9.116	9.159	9.202	9.245	9.288	9.331
26		9.374	9.418	9.463	9.507	9.552	9.596	9.641	9.685	9.730	9.774	9.819	9.863
27		9.908	9.954	10.000	10.046	10.092	10.138	10.185	10.231	10.277	10.323	10.369	10.415
28		10.462	10.509	10.557	10.605	10.653	10.700	10.748	10.796	10.844	10.891	10.939	10.987
29		11.035	11.084	11.134	11.183	11.233	11.282	11.332	11.382	11.431	11.481	11.530	11.580
30		11.630	11.681	11.733	11.785	11.837	11.889	11.941	11.992	12.044	12.096	12.148	12.200
31		12.252	12.305	12.358	12.412	12.465	12.518	12.572	12.625	12.678	12.732	12.785	12.838
32		12.892	12.947	13.002	13.058	13.113	13.168	13.224	13.279	13.334	13.390	13.445	13.500
33		13.556	13.613	13.670	13.728	13.785	13.843	13.900	13.957	14.015	14.072	14.130	14.187
34		14.245	14.304	14.364	14.424	14.483	14.543	14.603	14.662	14.722	14.782	14.841	14.901

退職手当算定乗率表／別表－1

被共済 職員期間	月	0月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
	年												
35		14.961	15.022	15.084	15.146	15.208	15.270	15.332	15.393	15.455	15.517	15.579	15.641
36		15.703	15.767	15.831	15.895	15.960	16.024	16.088	16.152	16.217	16.281	16.345	16.409
37		16.474	16.541	16.608	16.675	16.743	16.810	16.877	16.944	17.012	17.079	17.146	17.213
38		17.281	17.351	17.420	17.490	17.559	17.628	17.698	17.767	17.836	17.906	17.975	18.044
39		18.114	18.185	18.257	18.329	18.401	18.473	18.545	18.617	18.689	18.761	18.833	18.905
40		18.977	19.051	19.126	19.201	19.276	19.350	19.425	19.500	19.575	19.649	19.724	19.799
41		19.874	19.951	20.029	20.107	20.185	20.262	20.340	20.418	20.496	20.573	20.651	20.729
42		20.807	20.887	20.968	21.049	21.130	21.210	21.291	21.372	21.453	21.533	21.614	21.695

据置算定乗率表／別表－2

据置 期間	月	0月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
	年												
0		1.000	1.003	1.007	1.011	1.015	1.018	1.022	1.026	1.030	1.033	1.037	1.041
1		1.045	1.048	1.052	1.056	1.060	1.063	1.067	1.071	1.075	1.078	1.082	1.086
2		1.090	1.093	1.097	1.101	1.105	1.108	1.112	1.116	1.120	1.123	1.127	1.131
3		1.135	1.138	1.142	1.146	1.150	1.153	1.157	1.161	1.165	1.168	1.172	1.176
4		1.180	1.183	1.187	1.191	1.195	1.198	1.202	1.206	1.210	1.213	1.217	1.221
5		1.225	1.228	1.232	1.236	1.240	1.243	1.247	1.251	1.255	1.258	1.262	1.266
6		1.270	1.273	1.277	1.281	1.285	1.288	1.292	1.296	1.300	1.303	1.307	1.311
7		1.315	1.318	1.322	1.326	1.330	1.333	1.337	1.341	1.345	1.348	1.352	1.356
8		1.360	1.363	1.367	1.371	1.375	1.378	1.382	1.386	1.390	1.393	1.397	1.401
9		1.405	1.408	1.412	1.416	1.420	1.423	1.427	1.431	1.435	1.438	1.442	1.446
10		1.450	1.453	1.457	1.461	1.465	1.468	1.472	1.476	1.480	1.483	1.487	1.491
11		1.495	1.498	1.502	1.506	1.510	1.513	1.517	1.521	1.525	1.528	1.532	1.536
12		1.540	1.543	1.547	1.551	1.555	1.558	1.562	1.566	1.570	1.573	1.577	1.581
13		1.585	1.588	1.592	1.596	1.600	1.603	1.607	1.611	1.615	1.618	1.622	1.626
14		1.630	1.633	1.637	1.641	1.645	1.648	1.652	1.656	1.660	1.663	1.667	1.671
15		1.675	1.678	1.682	1.686	1.690	1.693	1.697	1.701	1.705	1.708	1.712	1.716
16		1.720	1.723	1.727	1.731	1.735	1.738	1.742	1.746	1.750	1.753	1.757	1.761
17		1.765	1.768	1.772	1.776	1.780	1.783	1.787	1.791	1.795	1.798	1.802	1.806
18		1.810	1.813	1.817	1.821	1.825	1.828	1.832	1.836	1.840	1.843	1.847	1.851
19		1.855	1.858	1.862	1.866	1.870	1.873	1.877	1.881	1.885	1.888	1.892	1.896
20		1.900											

(7)第二種退職手当金の算出方法について

【例①】 1年以上で退職した場合《年度当初4月1日加入者の場合》

(加入日:令和4年4月1日/退職日:令和7年2月29日)

(令和4年度掛金口数:5口/令和5年度掛金口数:6口/令和6年度掛金口数:7口)

- 退職月の該当年度の4月1日(基準日)に在職し、その年度の掛金を納付している場合、退職月の当該年度分まで、第二種退職一時金に算定されることになります。
- 退職月の当該年度の4月1日(基準日)からみて、退職月までの月数が1年未満の端数月数であった場合でも、その年度の掛金額までを累計し、第二種退職一時金として給付します。
- 1年未満の端数月数が生じて退職した場合は、その当該年度分の掛金に利息相当額は計算しないものとし、元本(掛金額)のみを累計し第二種退職一時金として給付することになります。



✓毎年度掛金には事務費相当分を含んだ額で記載しております。

○被共済職員期間:2年11ヶ月(第二種退職一時金算出に適用される被共済職員期間:2年9ヶ月)

○第二種退職一時金の算出方法

①令和4年度末での掛金納入額:50,000 円×1.02=51,000 円【A】

②令和5年度末での掛金納入額:(【A】+ 60,000 円)×1.02=113,220 円【B】

③令和6年度の掛金納入額:70,000 円【C】※下記(注2)を参照

第二種退職一時金額:113,220 円【B】+70,000 円【C】= 183,220 円

注1)1.02 は、利息相当額分

注2)退職月が該当する年度(令和6年度)において、その年度の在職月数が1年未満の端数月数(11ヶ月)であった場合は、その年度に納付した掛金元本のみ第二種退職一時金に累計するものとし、その該当年度の利息相当額は計算されません。

【例②】1年以上で退職した場合《年度途中加入者の場合》

(加入日:令和5年8月1日/退職日:令和7年2月29日)

【令和5年度の掛金:無/令和6年度掛金口数:5口】

- 年度途中で加入した被共済職員については、加入日以後最初に到来する年度当初4月1日が、最初の基準日となることから、1年以上の被共済職員期間があったとしても、最初の基準日(掛金納入が発生した4月1日)からみて、1年未満で退職する場合には、第二種退職一時金の給付はありません。



✓ 毎年度掛金には事務費相当分を含んだ額で記載しております。

- 被共済職員期間:1年7ヶ月(第二種退職一時金算出に適用される被共済職員期間:11ヶ月)
- 退職日が算定基準日の令和6年4月1日(基準日)からみて、1年未満(11ヶ月)であることから第二種退職一時金の給付はありません。

【③】1年未満で退職した場合について

- 1年未満の退職の場合は、第二種退職一時金の給付はありません。
- 年度当初4月1日(基準日)に在職し、当該年度の掛金を納付していた場合でも、1年未満の場合は第二種退職一時金の給付はありません。

※この一覧表は、毎年同額の掛金を納入した場合の一覧表となっております。年度毎に掛金額が変更される場合は、その掛金額によって累計されることになりますのでご承知をお願いします。

《第二種退職一時金にかかる、掛金額及び給付額表》

基本口数

掛金 /年数	5口	6口	7口	8口	9口	10口	11口	12口	13口	14口	15口
	51,200	61,200	71,200	81,200	91,200	101,200	111,200	121,200	131,200	141,200	151,200
1	51,000	61,200	71,400	81,600	91,800	102,000	112,200	122,400	132,600	142,800	153,000
2	103,020	123,624	144,228	164,832	185,436	206,040	226,644	247,248	267,852	288,456	309,060
3	156,080	187,296	218,513	249,729	280,945	312,161	343,377	374,593	405,809	437,025	468,241
4	210,202	252,242	294,283	336,323	378,364	420,404	462,444	504,485	546,525	588,566	630,606
5	265,406	318,487	371,568	424,650	477,731	530,812	583,893	636,975	690,056	743,137	796,218
6	321,714	386,057	450,400	514,743	579,086	643,428	707,771	772,114	836,457	900,800	965,143
7	379,148	454,978	530,808	606,638	682,467	758,297	834,127	909,956	985,786	1,061,616	1,137,445
8	437,731	525,278	612,824	700,370	787,917	875,463	963,009	1,050,555	1,138,102	1,225,648	1,313,194
9	497,486	596,983	696,480	795,978	895,475	994,972	1,094,469	1,193,967	1,293,464	1,392,961	1,492,458
10	558,436	670,123	781,810	893,497	1,005,184	1,116,872	1,228,559	1,340,246	1,451,933	1,563,620	1,675,307
11	620,604	744,725	868,846	992,967	1,117,088	1,241,209	1,365,330	1,489,451	1,613,572	1,737,693	1,861,813
12	684,017	820,820	957,623	1,094,427	1,231,230	1,368,033	1,504,836	1,641,640	1,778,443	1,915,246	2,052,050
13	748,697	898,436	1,048,176	1,197,915	1,347,654	1,497,394	1,647,133	1,796,873	1,946,612	2,096,351	2,246,091
14	814,671	977,605	1,140,539	1,303,473	1,466,408	1,629,342	1,792,276	1,955,210	2,118,144	2,281,078	2,444,013
15	881,964	1,058,357	1,234,750	1,411,143	1,587,536	1,763,929	1,940,321	2,116,714	2,293,107	2,469,500	2,645,893
16	950,604	1,140,724	1,330,845	1,520,966	1,711,086	1,901,207	2,091,328	2,281,449	2,471,569	2,661,690	2,851,811
17	1,020,616	1,224,739	1,428,862	1,632,985	1,837,108	2,041,231	2,245,354	2,449,477	2,653,601	2,857,724	3,061,847
18	1,092,028	1,310,434	1,528,839	1,747,245	1,965,650	2,184,056	2,402,461	2,620,867	2,839,273	3,057,678	3,276,084
19	1,164,868	1,397,842	1,630,816	1,863,790	2,096,763	2,329,737	2,562,711	2,795,684	3,028,658	3,261,632	3,494,605
20	1,239,166	1,486,999	1,734,832	1,982,665	2,230,499	2,478,332	2,726,165	2,973,998	3,221,831	3,469,664	3,717,498
21	1,314,949	1,577,939	1,840,929	2,103,919	2,366,909	2,629,898	2,892,888	3,155,878	3,418,868	3,681,858	3,944,848
22	1,392,248	1,670,698	1,949,147	2,227,597	2,506,047	2,784,496	3,062,946	3,341,396	3,619,845	3,898,295	4,176,744
23	1,471,093	1,765,312	2,059,530	2,353,749	2,647,968	2,942,186	3,236,405	3,530,623	3,824,842	4,119,061	4,413,279
24	1,551,515	1,861,818	2,172,121	2,482,424	2,792,727	3,103,030	3,413,333	3,723,636	4,033,939	4,344,242	4,654,545
25	1,633,545	1,960,254	2,286,963	2,613,672	2,940,382	3,267,091	3,593,800	3,920,509	4,247,218	4,573,927	4,900,636
26	1,717,216	2,060,659	2,404,103	2,747,546	3,090,989	3,434,432	3,777,876	4,121,319	4,464,762	4,808,205	5,151,649
27	1,802,561	2,163,073	2,523,585	2,884,097	3,244,609	3,605,121	3,965,633	4,326,145	4,686,657	5,047,169	5,407,682
28	1,889,612	2,267,534	2,645,456	3,023,379	3,401,301	3,779,223	4,157,146	4,535,068	4,912,990	5,290,913	5,668,835
29	1,978,404	2,374,085	2,769,766	3,165,446	3,561,127	3,956,808	4,352,489	4,748,170	5,143,850	5,539,531	5,935,212
30	2,068,972	2,482,766	2,896,561	3,310,355	3,724,150	4,137,944	4,551,738	4,965,533	5,379,327	5,793,122	6,206,916
31	2,161,351	2,593,622	3,025,892	3,458,162	3,890,433	4,322,703	4,754,973	5,187,244	5,619,514	6,051,784	6,484,054
32	2,255,579	2,706,694	3,157,810	3,608,926	4,060,041	4,511,157	4,962,273	5,413,388	5,864,504	6,315,620	6,766,736
33	2,351,690	2,822,028	3,292,366	3,762,704	4,233,042	4,703,380	5,173,718	5,644,056	6,114,394	6,584,732	7,055,070
34	2,449,724	2,939,669	3,429,613	3,919,558	4,409,503	4,899,448	5,389,393	5,879,337	6,369,282	6,859,227	7,349,172
35	2,549,718	3,059,662	3,569,606	4,079,549	4,589,493	5,099,437	5,609,380	6,119,324	6,629,268	7,139,211	7,649,155
36	2,651,713	3,182,055	3,712,398	4,242,740	4,773,083	5,303,425	5,833,768	6,364,111	6,894,453	7,424,796	7,955,138
37	2,755,747	3,306,896	3,858,046	4,409,195	4,960,345	5,511,494	6,062,643	6,613,793	7,164,942	7,716,092	8,267,241
38	2,861,862	3,434,234	4,006,607	4,578,979	5,151,351	5,723,724	6,296,096	6,868,469	7,440,841	8,013,213	8,585,586
39	2,970,099	3,564,119	4,158,139	4,752,159	5,346,178	5,940,198	6,534,218	7,128,238	7,722,258	8,316,278	8,910,297
40	3,080,501	3,696,601	4,312,702	4,928,802	5,544,902	6,161,002	6,777,103	7,393,203	8,009,303	8,625,403	9,241,503
41	3,193,111	3,831,733	4,470,356	5,108,978	5,747,600	6,386,222	7,024,845	7,663,467	8,302,089	8,940,711	9,579,333
42	3,307,973	3,969,568	4,631,163	5,292,757	5,954,352	6,615,947	7,277,541	7,939,136	8,600,731	9,262,325	9,923,920
43	3,425,133	4,110,159	4,795,186	5,480,213	6,165,239	6,850,266	7,535,292	8,220,319	8,905,345	9,590,372	10,275,399
44	3,544,636	4,253,563	4,962,490	5,671,417	6,380,344	7,089,271	7,798,198	8,507,125	9,216,052	9,924,979	10,633,907
45	3,666,528	4,399,834	5,133,140	5,866,445	6,599,751	7,333,056	8,066,362	8,799,668	9,532,973	10,266,279	10,999,585

※ ・各掛金には、事務的経費が含まれています。

・基本口数(5口)の場合、運用部分充当額は、@10,000円×5口＝50,000円となります。

・年2%(運用利回り)による複利の積立方式です。